

富山県希少野生動植物の保護のための基本方針  
(富山県希少野生動植物保護基本方針)

平成 27 年 3 月  
富山県

この基本方針は、富山県希少野生動植物保護条例（平成 26 年富山県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、希少野生動植物の保護を図るための基本的な事項を定めるものである。

## 目 次

第 1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

第 2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

第 3 指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

第 4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

第 5 保護管理事業に関する基本的な事項

第 6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

## 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

### 1 生物多様性の保全の重要性

富山県は、標高 3,000m級の立山連峰から水深 1,000mの富山湾まで、高低差 4,000mのダイナミックで変化に富んだ地形と年間降水量が多く比較的温暖な日本海側の気候がもたらす様々な生態系を有している。この生態系に貴重な動植物をはじめとする多種多様な生物が、お互いに影響を受けながら支えあって生息・生育している。

この生態系を含む生物の個性とつながり（生物多様性）は、私たちの生活の基盤である大気や水、食料などの恵みをもたらし、私たちの暮らしを支えている。また、豊かな生物多様性は、農林水産業をはじめとした地域産業の振興に寄与するとともに、地域特有の文化や伝統自然観を形成するなど、本県の地域社会の持続的な発展に欠かすことのできないものである。

一方で、開発行為や過度の捕獲・採取及び外来種の影響や自然環境の変化などが要因となり、「レッドデータブックとやま 2012」では、絶滅のおそれのある野生生物の種が 899 種にも上っている。種は、生物の世界における基本単位であり、生物多様性を構成する地球全体の貴重な財産である。地域における種の絶滅の影響は、一つひとつが微々たるものであっても徐々に生物多様性を低下させ、ついには県全体の生態系のバランスを変化させるおそれがある。失われた種は取り戻すことはできず、生態系を元の状態へ回復させることは困難である。私たちの周りにあるこの豊かな環境を維持し、将来の世代へ引き継いでいくために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に早急に取り組むことが必要である。

このような状況下において、国は、平成 4 年に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定し、希少野生動植物の保護を図っているが、本県において保護対象となる種は一部に限られている。本県の貴重な財産である多様な野生動植物を保護していくには地域レベルの対策が必要であることから、本県の実情に対応した総合的、計画的かつきめの細かい施策を実施することが求められている。

### 2 希少野生動植物の保護の考え方

希少野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大又は縮小等による生息・生育地の消失又は生息・生育環境の悪化、外来種の繁殖、地球温暖化をはじめとする地球環境の変化であり、希少野生動植物の種の保護を図るためには、まず、これらの状況を改善することが必要である。このため、種の生態や生息・生育特性、減少要因等の知見を集積し、その知見に基づいて希少野生動植物の種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息・生育地における行為の規制措置を講ずる。

また、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、個体数の維持・回復を図ることが必要な場合には、生物学的知見に基づき、その個体の生息・生育に適した条件を積極的に整備し、個体の増殖の促進のための事業を推進する。

希少野生動植物の保護施策を実効性のあるものにするには、現状を的確に把握し、時機を失うことなく適切に実施する必要があることから、施策の実施に必要な各種の調査研究

及び技術開発を積極的に推進する。

以上の施策は、県民、事業者、各種団体、研究者及び行政などの多様な主体が連携しながら地域における野生動植物との共存を図りつつ推進しなければならない。そのためには、野生動植物の種の保存に対する県民をはじめとする様々な主体の認識及び理解を深めるための普及啓発を実施し、広く地域社会に浸透させていくことが必要である。また、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益と調整しながら進めるものとする。

## 第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

### 1 指定希少野生動植物の選定方針

指定希少野生動植物については、その県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種及び変種とする。以下同じ。）又は地域個体群（地域的に独立した個体群を言う。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するもののうちから選定する。

- (1) 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (2) 県内の重要な生息・生育地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) 県内の生息・生育環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 生息・生育地における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (5) 外来種による生態的競争、捕食、遺伝的攪乱その他の理由により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (6) 上記(1)から(5)のほか、その存続に支障を来す特別な事情のあるもの

### 2 留意事項

- (1) 外来種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しないものは選定しない
- (2) 原則として富山県版レッドリストに選定された種から選定すること
- (3) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有するものを選定すること
- (4) 県内において保護活動が現に行われ又は行なわれようとしているものを優先的に選定すること
- (5) 商業的な取引の対象となりやすいものなど、規制措置により効果的に保護対策が図られるものを優先的に選定すること
- (6) わが国における主要な生息・生育地が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となるものなど、本県の自然環境の特性を象徴するようなものを優先的に選定すること

### 第3 指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 個体の範囲

条例に基づく規制の対象は、指定希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）とする。

※個体に含まれる例として、ムカゴのように個体の一部から分離して別の個体になるもの等もある。

#### 2 個体の取扱いに関する規制

##### (1) 捕獲等の規制

ア 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、希少野生動植物の保護の重要性にかんがみ学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものとして知事の許可を受けた場合又は人の生命又は身体の保護などのやむを得ない事由（※）がある場合を除き、原則として、これを禁止する。

※「やむを得ない事由」とは、人の生命又は身体の保護のために必要であること、大学における教育又は学術研究、個体の保護のため移動又は移植を目的とするもの、各種法令に基づく行為（あらかじめ知事に通知又は届け出たものに限る）又は非常災害に対する必要な応急措置としての行為

イ 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものを除き、原則として許可しないものとする。

##### (2) 違法に捕獲等された個体に関する規制

捕獲等の規制に違反し、捕獲等をされた個体及びその加工品（※）は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り及び販売又は頒布をする目的での陳列又は広告（インターネット等によるものを含む）を禁止する。

※「加工品」とは、はく製その他の標本、毛皮製品、皮革製品及び羽毛製品（これらを製作し、又は製造する過程のものを含む）

#### 3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物の保護の重要性にかんがみ、その生息・生育の条件を維持するなど、その個体を適切に取り扱うように努めるものとする。

### 第4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息・生育地における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、指定希少野生動植物の保護のため、その個体の

生息・生育環境の保全を図る必要があると認められるときは、生息地等保護区を指定する。

## 1 生息地等保護区の指定方針

### (1) 指定の方法

生息地等保護区は、指定希少野生動植物の個々の種ごとに指定する。

### (2) 選定方針

複数の生息・生育地が存在する場合は、個体数、個体密度、個体群としての健全性、その生息・生育環境の状況及び生息・生育地としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として指定すべき生息・生育地を選定する。また、広域的に分散しているものにあつては、主な分布域ごとに生息地等保護区に指定するよう努めるものとする。

### (3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定希少野生動植物の個体の生息・生育地及び隣接する区域であつて、そこでの各種行為により個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。

なお、個体の生息・生育地の区域は、現にその指定希少野生動植物の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動域が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮するものとする。

## 2 管理地区の指定方針

### (1) 指定にあつての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その指定希少野生動植物の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

### (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第 20 条第 4 項第 7 号の知事が指定する野生動植物については、食草など指定希少野生動植物の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物を指定する。

イ 条例第 20 条第 4 項第 8 号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第 20 条第 4 項第 9 号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生動植物の個体が損傷を受けるなど現に指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第 20 条第 4 項第 10 号から第 14 号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植

物の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第 20 条第 4 項第 11 号の知事が指定する動植物については、現に指定希少野生動植物の個体を捕食し、餌若しくは生息・生育の場を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物との交雑を進行させている動植物又はそれらのおそれがある動植物を指定する。

カ 条例第 20 条第 4 項第 12 号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第 20 条第 4 項第 14 号の知事が指定する方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等、現に指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

### 3 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

なお、立入りを制限する期間は、指定希少野生動植物の個体の繁殖期間など必要最小限の期間とする。

### 4 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動植物の個体の生息・生育及び個体群の存続のために確保すべき条件とその維持のための環境管理に関する事項などを明らかにするものとする。

### 5 生息地等保護区の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。

また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。この際、土地利用に関する計画との適合及び県土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うものとする。

## 第 5 保護管理事業に関する基本的な事項

### 1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためにはその指定希少野生動植物を圧迫している要因を除去し、又は軽減するだけでなく、地域の生態系の保護保全を前提として、その個体の繁殖の促進、その生息・生育地の維持・再生

事業推進が必要なものを対象として実施するものとする。

## 2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等を指定希少野生動植物ごとに明らかにした保護管理事業計画を定めるものとする。

当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき指定希少野生動植物の状態及び生息・生育地の条件等を、また、事業の内容として、採餌・営巣条件の改善、増殖、野生復帰、生息・生育環境の維持・再生等の事業を定めるものとする。

## 3 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、国、県、市町村、その他の地方公共団体、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努めるものとする。

# 第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

## 1 外来種に関する施策

外来種は、その地域固有の生態系、特に生息・生育基盤が脆弱な絶滅のおそれのある野生動植物に大きな影響を与えることから、県は、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、当該外来種の生息・生育状況、支障を及ぼす程度その他必要な事項を調査し、保護に関し必要な対策を講ずるものとする。

## 2 希少野生動植物の保護施策の推進

### (1) 国及び他の地方公共団体との協力

希少野生動植物の保護施策の推進に当たっては、県内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県との協力を積極的に行うものとする。

### (2) 県民等の理解と自発的な活動の促進

希少野生動植物の保護施策の実効性を確保していくためには、県民等の理解と協力が不可欠であることから、県は、希少野生動植物の現状や保護の重要性について、広報活動や環境教育を通じて県民等の理解の促進が図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。

また、事業者若しくは県民又はこれらの者が組織する団体が行う希少野生動植物の自発的な保護活動を促進するために必要な技術的支援などの措置を講ずるものとする。

### (3) 調査研究及び情報提供の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に実施するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、県は、野生動植物の生息・生育状況、生息・生育地モニタリング調査のほか、分布、生態、保護管理、増殖その他の施策の実施に必



要な各分野の調査研究及び技術開発を、教育機関、動植物園及び博物館、試験研究機関、各種団体、希少野生動植物保護監視員など有識者の協力を得て推進する。

また、土地所有者や事業者が各種土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物の保護のための適切な配慮を講ずることができるよう、調査研究等により得られた希少野生動植物の現状に関する情報の適切な提供に努めるものとする。